

関門海峡観光推進協議会バスツアー補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、北九州市門司港地区及び下関市下関駅周辺・唐戸地区・長府地区(以下、「関門エリア」とする。)の団体観光客の更なる誘致促進、回遊性の向上を図り、観光消費額の増加を図るため、貸切バスを利用し、関門エリア内の宿泊及び観光施設の利用を促進させることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次に掲げる第1号から第6号までの要件を満たし、事前に関門海峡観光推進協議会会長(以下「会長」という。)に助成金を申請し、会長が承認した旅行を対象とする。

(1) 旅行業法(昭和27年法律第239号)に基づき旅行業の登録を受けた旅行者で、かつ日本国内の事業所であること。なお、外国人観光客を対象にしたツアーは除く。

(2) 関門エリアのいずれかの宿泊施設に1泊以上すること。

(3) 関門エリアの有料観光施設それぞれ1ヶ所以上、または、関門エリアでの昼食を旅程に組み込むこと。

(4) 貸切バス1台あたりの構成人員は15名以上(乗務員、添乗員は含まない)であること。

(5) 旅行の出発及び帰着は北九州市外及び下関市外であること。

(6) 以下のいずれかに該当する場合は、助成対象としない。

ア 企画された旅行が観光目的でないもの(宗教、政治、興業、大会への参加を目的とするもの、ならびに公序良俗に反する内容であると判断されるもの)。

イ 発注元が宗教・政治を目的とする団体。

ウ その他、会長が不相当と認めるもの。

(補助額)

第3条 補助金の区分、額は、次表に定めるとおりとし予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

区分	補助金
宿泊ツアー	バス1台当たり 30,000円

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下、「申請者」という。)は、出発日の10日前までに補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて会長に提出しなければならない。ただし、申請できるバスの台数は、1事業者につき3台を限度とする。なお、補助金の交付については、原則として

同一業者(営業所)につき2回までとする。

(補助金の交付の決定及び決定通知)

第5条 会長は、補助金の交付の申請があった場合においては、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに予算の範囲内において補助金の交付を決定(以下、「交付決定」という。)し、その内容を補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。なお、申請順に補助金の交付を行い、予算に達した時点で終了とする。

(変更等の届出)

第6条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金変更(中止)届出書(様式第3号)を会長に提出し、承認を得なければならない。

(1) 交付申請の記載内容に変更が生じたとき。

(2) 当該ツアーを中止したとき。

(実績報告及び補助金の交付請求)

第7条 申請者は、助成事業終了後10日以内に、実績報告書(様式第4号)及び補助金交付請求書(様式第5号)に関係書類を添えて会長に提出しなければならない。なお、期限までに提出されない場合は、助成金を受領する権利を自ら放棄したものとみなす。

(補助金の額の確定等)

第8条 会長は、前条の規定により実績報告書及び補助金交付請求書を受理した場合においては、その内容の審査及び必要に応じて行う調査等により、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第9条 会長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 交付決定の内容に違反したとき。

(2) 法令又はこれらに基づく会長の命令に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 会長は、交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(実施期間)

第11条 平成30年11月1日から平成31年3月20日までの催行を対象と

する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要項は、平成30年11月1日から施行する。